第７回香港ホリデー＆トラベルエキスポを活用した誘客促進業務
公募型プロポーザル募集要項

１　趣旨

海外からの徳島県への来訪意欲を高め、県内観光産業の着実な需要回復に繋げるために、香港最大級の旅行博覧会である第７回香港ホリデー＆トラベルエキスポ(以下、「香港 HTE」という。)に出展することとし、本募集要項により広く本業務実施に係る企画提案を募集し、委託候補者を選定するものです。

２　事業の内容

(１)委託業務名

第７回香港ホリデー＆トラベルエキスポを活用した誘客促進業務

(２)発注者

徳島県

(３)業務内容

別添「第７回香港ホリデー＆トラベルエキスポを活用した誘客促進業務仕様書」のとおり。

(４)委託契約期間

契約締結の日から令和９年３月24日(水)まで

(５)見積限度額

2,800,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

なお、見積にあたっては次の事項に留意すること。

・本業務には２小間分のブース出展料※（66,320香港ドル）を含む。

・上記ブース出展料のうち、別途関連事業にて25,000香港ドルを負担するため、見積書における計上額は、差額の41,320香港ドル（66,320香港ドル-25,000香港ドル）を円換算した額とする。

※ブース出展料＋運営管理費(保険料含む)

３　委託契約の方法

(１)契約方法

公募型プロポーザル方式により随意契約とする。

(２)契約相手方の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最優秀提案者を選定し、委託候補者とする。

４　連絡先

徳島県観光スポーツ文化部観光政策課にし阿波観光振興担当
〒778-0002　徳島県三好市池田町マチ 2415
電話番号　0883-76-0366
ﾌｧｸｼﾐﾘ　0883-76-0450
電子メール　kankouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

５　応募者の参加資格

次の要件を満たす日本国内の法人又は法人以外の団体であって、委託業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者であることを条件とする。

(１)法人等及びその代表者が、次の事項に該当しない者

ア　地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ　地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定により徳島県又は他の地方公共団体からの指定の取消しを受け又は当該処分の日から起算して 2 年を経過しない者

ウ　徳島県建設業者氏名停止措置要綱(平成 14 年 4 月 18 日建設第 73 号)及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっている者

エ　暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

オ　暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団又はその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制下にある団体

カ　会社更生法(昭和 14 年法律第 154 条)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定している者については、当該申立がなされていない者とみなす。

キ　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者

ク　徳島県の県税(法人事業税・法人県民税等)、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納している者

ケ　労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者

コ　役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体

ａ　成年被後見人又は被保佐人
ｂ　破産者で復権を得ない者
ｃ　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
ｄ　暴力団の構成員等

サ　特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者

６　企画提案の参加・応募方法

本業務の委託候補者の選定に参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

（１）参加申込書の提出

参加申込書（様式第1号）1部

提出期限：**令和8年11月9日（月）正午まで（必着）**

（２）企画提案書及び見積書等の提出

次の書類等を作成し、提出すること。また、電子データ（PDF）を「４　連絡先」にメールで送付すること。

書類	正本	副本
ア　企画提案書（様式第2号）	1部	5部
イ　提案団体の概要（様式第3号）	1部	5部
ウ　事業計画書（様式第4号）	1部	5部
エ　見積書（業務収支計画書）（様式第5号） ※「一式」のみの表記は不可	1部	5部
オ　実施スケジュール（様式第6号）	1部	5部

提出期限：**令和8年11月16日（月）正午まで（必着）**

（３）提出方法

持参（土日祝日を除く）又は郵送（特定記録で期限内必着）によること。

７　応募に際しての留意事項

（１）次のいずれかに該当する場合は、失格または無効とする。

ア　参加資格、提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
イ　提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
ウ　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
エ　本要項及び仕様に適合しない場合
オ　応募者による業務履行が困難であると判断された場合
カ　その他不正な行為等があったと発注者が認めた場合

（２）その他

ア　企画提案書の作成、提出等応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

イ　提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。ただし、書類の不足及び不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。

ウ　提出された企画提案書は、原則返却しない。

エ　原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に発注者の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。

オ　提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定した者であるが、契約手続きを完了するまでは発注者との契約関係を生じるものではない。

カ　書類等の作成に用いる用語、通過及び単位は、日本語、日本円、日本の計量法（平成４年法律第 51 号）に定める単位に限る。

キ　業務実施にあたっては関係各所と十分協議しながら事業を進めるものとする。

ク　本要項に定めの無い事項で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

８　質問の受付

募集内容に関する質問を次のとおり受付します。

（１）質問の受付

令和８年 11 月２日（月）から 11 月９日（月）正午まで（土･日･祝日は除く）

（２）質問の提出

当該公募に係る質問は、質疑書（様式第７号）により行うものとし、「４　連絡先」まで原則として、電子メールにより提出すること。なお、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

（３）質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続に関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案書提出状況や積算に関する内容等は受け付けない。

（４）質問に対する回答

原則として、電子メールにより回答する。

９　審査の方法等

（１）審査方法

発注者が別に設置する企画提案選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、審査基準に基づき総合的に書類審査及び評価を行い、委託候補者を選定する。また、参加者が 1 者だった場合は、総合的に評価して委託候補者としての適否を判断する。

（２）審査基準

○業務内容の理解度　　配点：10 点	
	・事業の目的、趣旨を十分に踏まえた企画提案がなされているか。
○提案内容の実効性　　配点：55 点	
	・より多くの来場者が徳島ブースに訪れるための提案が示されている。 ・徳島県及び徳島県西部の魅力をアピールし、来場者の興味を引くブースデザインとなっている。 ・運営スタッフにより、来場者の徳島県への来訪意欲が高まることが期待される。 ・アンケートの内容は、香港住民の観光需要や消費行動が把握・分析できる内容となっている。 ・仕様書に示された内容以外に、徳島県への来訪意欲を高める独自の提案等が示されている。
○業務遂行の確実性　　配点：15 点	
	・主な活動内容や類似事業の契約実績から、事業全体が確実に遂行されることが期待される。 ・委託業務を確実に遂行できる組織体制となっている。 ・業務実施スケジュールが妥当である。
○経費の妥当性　　配点：20 点	
	・事業計画の内容と見積書の整合が図られており、妥当な見積となっているか。 ・見積金額が安価であるか。

（３）次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。

ア　上限額を超える見積金額での企画提案書の提出があったとき。

イ　企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。

ウ　その他、委託先とすることが著しく不適当と認められる事実が判明したとき。

（４）審査結果の通知

審査結果は全ての提案者に対し、文書により通知するとともに、委託候補者を徳島県ホームページにて公表する。ただし、審査の経緯については公表しない。

（５）審査の結果、適切な事業者がいない場合は、委託候補者なしとした上で再募集を行う。

10　スケジュール

募集開始	令和 8 年 11 月 2 日(月)
質問受付期間	令和 8 年 11 月 2 日(月)～11 月 9 日(月)正午
参加申込書の提出期限	令和 8 年 11 月 9 日(月)正午
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 11 月 16 日(月)正午
選定委員会(予定)	令和 8 年 11 月 16 日(月)午後以降
審査結果通知(予定)	令和 8 年 11 月下旬(予定)

※選定委員会での審査状況により、審査結果通知の日程が前後する可能性がある。

11　参加辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、６の(２)に示す提出期限までに、応募辞退届(様式第 8 号)を提出すること。なお、辞退の届出は持参又は郵送(特定記録で期限内必着)によること。

12 契約の締結

(１)選定委員会が選定した提案者を委託候補者とし、当該業務に係る随意契約の契約予定者とする。

(２)委託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者を委託候補者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

(３)別添「仕様書」は、当該業務の最低水準を示すものである。したがって、委託候補者の企画提案内容によっては、締結する契約書に添付する仕様書について、発注者と委託候補者との協議等の結果に基づき、業務の内容が追加され、又は修正される場合がある。

(４)契約内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、発注者と契約予定者が協議を行い決定する。